

ベッドセンター業務仕様書

この仕様書は、山梨県立中央病院のベッドセンター業務に適用し、契約書のほか本仕様書により作業を実施するものとする。

1 業務概要

本業務の主な業務内容は次のとおりとする。なお、乙は院内の業務に当たらせるための作業員を院内に常駐させるものとする。

- ①ベッド洗浄室における定期ベッド洗浄業務
- ②ベッド洗浄室における臨時ベッド洗浄業務
- ③定期・臨時ベッド洗浄業務日誌の作成

※本業務委託は土曜日・日曜日・祝祭日を除く月曜日から金曜日に行うこと。

2 業務詳細

①ベッド洗浄室における定期ベッド洗浄業務

- 1) 患者用ベッドの洗浄を当院のベッド洗浄室において洗浄を行う。ベッド洗浄の日程は表1のとおりとする。定期洗浄は原則として表1の日程で実施し、各病棟1日当たり1台の洗浄を行う
- 2) ベッド洗浄の手順
 - イ 「ベッド洗浄依頼書」（以下「依頼書」という。）により洗浄・消毒を行うものとする。
 - ロ 洗浄手順は、「ベッドウォッシャー取扱説明書」及び「ベッド洗浄等に伴う運用」に基づいて行うものとする。
 - ハ 消毒手順は、ベッドウォッシャー操作手順書に基づいて行うものとする。
 - ニ 洗浄・消毒後は、ベッドの動作点検を行うものとする。
- 3) ベッド等の引き渡しについて
ベッド等の引き渡しについては、別紙依頼書に基づき行うものとし、作業日の前日に対象病棟から提出される依頼書に基づきベッド洗浄を行う。
- 4) その他の作業について
 - イ ベッド洗浄後の動作点検時には、給油等を行い動作の保全に努めること。
 - ロ ベッドの小修繕については、適宜行うこと。
- 5) その他
 - イ 洗浄・消毒等に必要な消耗品は、甲が提供するものとする。なお、乙は消耗品について常に在庫を把握し、不足が生じそうな場合は、施設管理担当へ報告・請求するものとする。
 - ロ 業務に必要な電気・水道等は病院のものを使用するが、節約に努めるものとする。

②ベッド洗浄室における臨時ベッド洗浄業務

- 1) 臨時洗浄は定期ベッド洗浄以外の臨時で発生するベッドの洗浄を行うものとし、随時対応するものとする。1日当たり3台程度の洗浄を行う。なお、各作業にあたっては、各病棟からの依頼書に基づき実施すること。
- 2) ベッド洗浄の手順は定期ベッド洗浄業務と同様とする。

3 ベッド洗浄計画

ベッド洗浄計画は、別紙に示すとおりとする。ただし、急を要する場合は看護部と協議後、その都度洗浄するものとする。

4 連絡体制

乙は本業務における緊急時連絡体制表を作成し、甲へ提出すること。

5 研修

- 1) 作業に従事する全作業員に対し、受託責任者等による社内研修を年1回以上受講させること。なお、新規の作業員については、業務開始前に社内研修を実施しておくこと。
- 2) 医療安全、感染対策等について院内研修を受講すること。

6 予防接種

- 1) 本業務に従事する作業員については、乙の責任のもと、B 型肝炎、麻疹、風疹、水痘（水疱瘡）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の抗体があること、結核が陰性であることを検査等実施し確認するとともに、抗体がなかった作業員については、ワクチン接種を行い、作業員の安全を確保すること。
- 2) 乙の責任のもと、毎年、業務を行う全作業員に対して、インフルエンザワクチンを接種させること。

表1 ベッド洗浄日程表

曜日	病棟
月曜日	2 C、5 A、8 B
火曜日	7 A、8 A、9 B
水曜日	5 B、7 B、血液浄化センター
木曜日	4 B、6 B、通院加療がんセンター
金曜日	3 A、3 B、4 A

※1 C病棟、ICU及び内科処置室はその性質上、定期洗浄の日程を定められないため、臨時洗浄で対応する。

<標準作業日程>

- 8：30 装置の稼働準備開始
- 9：00 業務開始
- 12：00 昼休み
- 13：00 業務再開
- 15：30 定期洗浄終了
- 15：40 清拭又は臨時洗浄対応
- 16：30 業務終了
業務報告書の整理、清掃・機械点検・消耗品の確認等
- 17：30 作業終了